

高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する 実効的な消費者契約法改正を求める意見書

高齢化の進展により、判断力が十分でない高齢者の消費者トラブルが増えている。このような高齢者の消費者トラブルを予防するとともに、被害を救済するための法的手当てを行うことが喫緊の課題となっている。

他方、マルチ商法をはじめとして、知識・経験の不足した若年者を巻き込む契約トラブルも後を絶たない。そのような中、民法の成年年齢の引き下げが、国の立法上の検討課題となっており、知識・経験が十分ではない若年者、特に18歳、19歳の若者の契約トラブルを防止し、被害を救済するための法的手当ての現実的必要性も高まっている。

本市においては、「年齢その他の要因により消費者の判断力の不足に乗じることにより、消費者の利益を不当に害する内容の契約を締結させる行為」を「不当な取引行為」と定め、これを禁止しているところである（堺市消費生活条例第26条、同施行規則第10条別表）。

この点、国は、平成28年の消費者契約法の改正により、いわゆる過量契約について消費者に取消権を認める改正を行ったものの、本市の禁止する上記行為の範囲に比べ、限定的なものに止まっている。高齢者・若年者が安心して日常の取引を行えるようにするためには、知識・経験及び判断力の不足に乗じた取引がなされた場合に広く消費者を救済するための手当てが必要である。

なお、このような手当てを行うことは、高齢者等に対して不当な勧誘行為を行う事業者により、適切な取引を行う事業者が顧客を不当に奪われることを防ぐとともに、消費者取引市場への信頼を高めることにもつながるものである。

よって、国においては、以下のとおり消費者契約法の改正を行うことを要望する。

記

1. 内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会が平成29年8月にまとめた報告書において「措置すべき内容を含む論点」と整理した事項については、早期に法改正を実現すること。
2. 加えて、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合において消費者に取消権を付与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

各宛